

令和8年度

総務2号車
仕様書

鶴岡市

第1章 総則

1 目的

仕様書は、鶴岡市（以下「市」という。）が令和8年度に購入する総務2号車（以下「車両」という。）について、その他必要な事項を定める。

2 概要

この車両は、通常運行の他、災害発生時において、人員搬送、物資搬送などの業務に対応することを目的とする。

3 適合法令等

本車両は、次に掲げる法令その他関係ある法令、通達等に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（平成4年法律第70号）

4 提出書類

(1) 仕様書の細部及び艤装については、市との制作上の打合せを充分に実施した後に、次の図書を提出し、承認を受けた後に艤装を行うこと。

ア 製作工程表	2部
イ 製作承認図（前後左右上部の5面図）	2部
ウ 電気配線図	2部
エ 装備品、付属品の明細書	2部
オ その他、市が指示するもの	

(2) 納入に際し次の書類を提出すること。

ア 自動車検査証の写し	1部
イ 完成図書（装備明細書）	1部
ウ 完成車両写真（前後左右）	1部
エ 車両取扱説明書	1部
オ パーツリスト	1部
カ 納品書（明細価格入り）	1部
キ その他当市が指示するもの	

5 車両の条件

(1) 本車両に使用するシャシは、令和8年度に製造された強力堅牢なもので、4WD、寒冷地仕様、エンジンをハイブリッド仕様とし、本仕様を充分満足し得るものであること。また、車両、取付品、取付装置、積載品及び付属品等は、全て新規製品で

あること。

(2) 車両に使用する材料等は、日本産業規格品か、これと同等以上で構成されたものであり、各部の構造は堅牢かつ軽量で耐久性に富むものであること。

仕様書の細部及び製作上生じた疑義は、全て市と協議の上、承認又は指示を受けるものとする。

(3) 車両にあっては、使用取扱い上の安全性及び操作性を考慮し、容易に点検整備、調整、清掃ができる構造とすること。

(4) 仕様書及び図面に明記されない軽易な事項、又は艤装の性質上当然必要な些少の材料及び施工等は、市の指示に従い、受注者の負担とすること。

(5) 仕様書に基づかない装備品、積載品の追加及び仕様細部の変更等については、市の承認又は指示を受けること。

6 検査

(1) 中間検査は、製作工程中の写真、ビデオ等の提出により、次の項目について実施する。

① 車体の検査

② その他当市が指示するもの

(2) 完成検査は、運輸局の登録検査に合格後、納入指定場所に搬入し、市が立会いの上、仕様書に基づいて実施する。

① 車体の検査

② 装備品、積載品、付属品

③ その他当市が指示するもの

(3) 検査時の指摘等

検査の結果、市が不合格と認めた事項については、受注者は速やかに改修し、再検査を受けること。

7 登録・費用

(1) 納入に至るまでの積載資機材等に対する技術指導者の派遣、検査及び故障修理等に要した費用の一切は受注者の負担とする。

(2) 車両の新規登録に係る自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に関する費用については市の負担とする。

(3) 新規登録に際し、積載を予定する資機材を重量計算に入れて登録を行うこと。

8 保証

保証期間は、納入日から2年とし、シャシ、取付品、積載品については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良、材質不良に起因する故障・不具合の場合は、保証期間終了後においても無償とし、修理または交換等の改善策を施すものとする。

9 納入

- (1) 完成車両の納入は、自動車並びに付属品等の諸検査に合格し、新規登録後に納入するものとする。
- (2) 本車両を納入する際は、車両及び資機材の燃料、油脂、電池等を全て規定量まで満たし、点検整備を行い、安全に使用できる状態で納入すること。

10 補則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、メーカー公表の標準仕様とし、機能操作上当然具備しなければならない事項は、これを充足しなければならない。また、装備品等については、軽量かつ堅固な材質を利用し長期の使用に耐え得ること。
- (2) 本車両の製作に際し、疑義が生じた場合は、速やかに当市と協議し承認を受けるものとする。なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。
- (3) 本仕様書で指定した形式、型式以外のもの（同等品以上）を使用する場合は、当市と協議し承認を受けること。
- (4) 製作の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様書を満足するよう当該業者を監督すること。
- (5) 特許等工業所有権に関する法令、第三者の有する特許法・実用新案法又は意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することがないよう必要な処置を講ずること。これらの運用、適用にかかる費用は、受注者が負担すること。
- (6) 受注者は完成車両納入後、当市の指定する日時、場所において、車両の構造及び機器の取り扱い、保守管理等の説明をするための担当者を派遣すること。なお、派遣に要する諸経費の一切は、受注者が負担すること。

11 納入場所

鶴岡市美咲町36番1号、鶴岡市消防本部

12 納入期限

令和9年3月19日（金）

第2章 仕様

1 車両諸元

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 車体形状 | ミニバンタイプ（後席両側スライドドア仕様） |
| (2) エンジン排気量 | 1, 200CC以上～3, 000CC未満クラス |
| (3) ハイブリッドシステム | エンジン+電動モーター併用方式 |
| (3) 使用燃料 | レギュラーガソリンまたは軽油 |
| (4) 燃料タンク容量 | 50ℓ以上 |
| (5) 変速装置 | A TまたはC V T |

- | | |
|-----------|------------------|
| (6) 舵取り装置 | パワーステアリング |
| (7) 駆動方式 | 4WDまたはパートタイム4WD |
| (8) 車両定員 | 7人以上（全席シートベルト装備） |
| (9) ドア数 | 5枚 |

2 主要付属装置及び取付品

- (1) アンチロックブレーキシステム、横滑り防止装置
- (2) 車線逸脱警報装置
- (3) フォグランプ
- (4) プライバシーガラス（フロント、運転席、助手席除く）
- (5) バックアイカメラ（カーナビゲーション連動）
- (6) キーレスエントリーシステムまたはスマートキーシステム
- (7) エアバッグシステム（運転席・助手席）
- (8) 集中ドアロック
- (9) フロアマットゴム製（全席）
- (10) エアコン・クーラー・ヒーター（前席・後席）
- (11) カーナビゲーションシステム（7インチ以上・TVチューナーレス）
- (12) ドライブレコーダー（常時録画タイプ、前後又は360度対応）
- (13) ETC車載器（2.0対応、セットアップ含む。）
- (14) 仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の標準仕様書のとおりとすること。

第3章 艤装

1 車両外部

(1) 窓ガラス

フロント、運転席及び助手席を除く車体側面並びに後部ドアの窓ガラスは、プライバシーガラスとし、車外から車内が見えにくいものとする。

(2) 消防章

フロントグリル中央付近に、直径150mm程度のクロームメッキ製の消防章を取付けること。

(3) ドアバイザー（運転席、助手席、両側後席）を取り付けること。

(4) スライドドア内側前後面、バックドア内側周囲に夜光反射テープを設けること。

2 車両内部

(1) カーナビゲーションは、インストルメントパネル埋め込み型とすること。

(2) 100Vコンセントを前席と後席に設けること。

(3) 車両前方、左右側方、後方が確認できるデジタルインナーミラーを取り付けること。

第4章 車体色及び記入文字

1 車体色

- (1) 白色系統またはシルバー系統
- (2) 車体下廻りは、防錆塗装を行うこと。

2 記入文字等

- (1) 左右ドア「鶴岡市消防本部」を黒色反射文字、丸ゴシック体で貼り付けること。
- (2) 車体前部、左右ドア及び車体後部右側に「総務2」を黒色反射文字（後部は反射除く）、丸ゴシック体で貼り付けること。
- (3) 記入文字等についての詳細は、別途協議とする。

第5章 取付品・付属品等

主な取付品、付属品等は、別表のとおりとする。

第6章 その他

- 1 仕様書は概要を示すものであるから、記載のない事項であっても新規格(排ガス規制等含む。)に基づき、機能操作上当然具備しなくてはならない事項は、これを充足しなければならない。また、装備品等については軽量かつ堅固な材質を利用し長期の使用に耐え得ること。
- 2 車両の製作に際し、質疑が生じた場合は、速やかに市と協議し承認を受けるものとする。
- 3 前記で定めた事項を含めた艤装及び付属品の取扱い、位置等については受注者確定後打ち合わせの上決定する。
- 4 仕様書の指定以外のものを使用する場合は、市と協議し承認を受けること。
- 5 製作の一部を他の業者に外注する場合は、仕様書を満足するよう当該業者を監督すること。
- 6 受注者は、市の指定する日に、指定する場所において、貴職員(専門技術員)を派遣し、車両等の点検整備、使用方法について、十分説明を行うこと。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。